

佐賀県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年十一月五日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

吉野ヶ里町

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀東部都市計画下水道事業 吉野ヶ里町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

平成六年佐賀県告示第十一号、平成十一年佐賀県告示第三百九十二号、平成十三年佐賀県告示第六百一号、平成二十年佐賀県告示第二百六十四号及び平成二十二年佐賀県告示第九十九号の事業地に神埼郡吉野ヶ里町石動字二本松及び字二本松並びに大曲字松本及び字東山を加え、同町吉田字上の原、字九本柳、字丸野、字鳥隈、字殿隈、字南角及び字田角、立野字立野、田手字三十の角、字二本松、字廿の角、字甲三の角、字一本杉、字二本杉及び字杉籠並びに豆田字鶴角、字亀角及び字松角地内において事業地を変更する。